

第8期生駒市障がい者福祉計画策定業務委託仕様書

1 業務名

第8期生駒市障がい者福祉計画策定業務

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 業務目的

円滑なサービス利用を通じて障がい者の自立や社会参加を促進することを目的として策定した「第7期生駒市障がい者福祉計画」(以下「第7期計画」という。)を見直し、障がい者の取り巻く環境の変化を踏まえながら施策の更なる充実と熟度を高めていくため、「第8期生駒市障がい者福祉計画(計画期間:令和9年度～11年度)」(以下「第8期計画」という。)を策定することを目的とする。

4 基本的な考え方

- (1)第8期計画は、上位計画である「第6次生駒市総合計画第2期基本計画」(令和6年度～9年度。令和6年3月策定)の内容を踏まえるとともに、関係する他計画との整合を図る。
- (2)第8期計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項に規定する「市町村障害児福祉計画」として、一体的に策定するものとする。
- (3)第8期計画の策定にあたっては、国の基本指針や奈良県障害者計画、障がい者福祉施策の動向等を十分に考慮して作成するとともに、関係法令及び本市の例規を遵守した内容とする。

5 委託の範囲及び作業項目の概要

(1)基礎調査

- ア 生駒市の現状や課題について
- イ 国や県の動向について
- ウ 庁内関係課の事業実績・事業計画について

(2)アンケート調査

ア 調査対象範囲

① 各手帳所持者向けアンケート調査

対象者：身体・知的・精神障がいの各手帳所持者

対象者数：無作為抽出 1,500人

目標回収率：65%

② 発達に不安のあるこどもの保護者向けアンケート調査

対象者：障害児通所サービス等を利用する0～19歳の保護者

対象者数：全数 1,000人

目標回収率：65%

③ 関係団体向けアンケート(ヒアリング)調査

対 象：関係団体

対象数：60団体

※ 関係団体の選定及びアンケート(ヒアリング)の項目は、市と協議して決定
(団体への郵送等は市が行う)

イ 調査実施時期

調査票発送：令和8年6月1日(予定)

調査票締切：令和8年6月末日(予定)

ウ 調査方法

① 郵送による配布及び音声読み上げ機能等ウェブアクセシビリティに配慮したWEBアンケート調査の実施

※ ア③の関係団体はWEBアンケート調査の対象外とする

② 郵送又は回答フォームによる回収

エ 調査項目

受託者が障がい者等の意識や生活実態、サービスの課題やニーズ等について、把握できる項目を検討し、市と協議して決定

オ 調査結果の集計・分析

① 調査票の開封、点検、整理

② データ入力、結果集計・分析(単純・クロス集計等)

③ 報告書作成

※上記(2)イ～オについては、(2)ア①～③の調査すべてに共通するものとする

(3)現状分析、課題抽出

- ア 基礎調査、各アンケート調査結果に基づく市域の現状やニーズの把握・分析
- イ 他市との比較や、これまでの障がい者福祉施策の検証や分析等による、地域の課題の抽出・整理
- ウ 障がい者数等の将来推計及びサービス見込み量の設定支援
 - ① 人口及び障がい者の将来推計
 - ② 障がい程度別障がい者数の将来推計
 - ③ 年齢別障がい者数の推移
 - ④ 部位別身体障がい者数の将来推計

(4)第8期計画の策定

第7期計画の評価と課題整理を行い、第8期計画を作成すること。

- ア 各種調査・分析結果に基づく計画骨子案の作成
- イ 計画素案の作成、とりまとめ
- ウ 第7期計画及び福祉関連計画との整合調整
- エ パブリックコメントの実施支援
- オ 計画内容の確定
- カ 第8期計画の計画書及び概要版の作成

※ 次の項目については、本市が抱える特に重要な課題であるため、アンケート調査等によりニーズ等を把握し、最適な施策を提案すること。

- ・ 障がいの重度・重複化を背景とした、障がい者数や扶助費が年々増加することへの対応
- ・ 障がい者を介護する家族の高齢化が一段と進み、「親亡き後」の問題が一層深刻になる中での、誰もが住み慣れた地域で社会と関わりながら、安心した生活を継続できる仕組みづくり
- ・ 発達に不安のあるこどもやその家族に対する相談支援体制の充実
- ・ 精神障がい者に対する地域包括ケアシステムの構築、及び地域生活支援拠点等の充実
- ・ 手話言語・情報コミュニケーション条例に基づく、情報保障及び意思疎通支援に係る取組

(5)会議等開催への支援(4回程度)

生駒市障がい者地域自立支援協議会の開催にあたり、スケジュール管理、資料・データ作成、必要な助言、会議運営支援のための打合せ(各回2～3回程度)、会議録の作成を行うこと。また、会議当日は、担当者が適宜オブザーバーとして出席し、必要な対応を行うとともに、討議結果をその後の作業に反映させること。

なお、改正後の関係法令との整合性を確保するため、計画素案と本市の例規の内容を確認すること。

6 各アンケート調査作業内容

(1)アンケート調査票の作成

ア 調査項目の提案・作成

イ 音声読み上げ機能に対応したWEBアンケート回答フォームの作成

ウ 調査内容や調査方法に関する必要な助言

(2)調査票等の印刷

ア 調査依頼状

A4判2頁(両面印刷)、1色刷り。

イ 調査票

A4判20頁程度の中綴じ、1色刷り。

市が提供する対象者リストに記載の一連番号を調査票に印字又はシール貼付をすること。

ウ 角2封筒(送信・返信用)

封筒は受託者が提供。原案は市が提供。送信先は市が提供する対象者リストに記載の宛名の印字、又は印字されたシール貼付をすること(調査依頼状に直接宛名印字をする場合は窓付き封筒の使用可)。

なお、返信先は生駒市障がい福祉課宛とする。

エ はがき(礼状兼督促状)

はがきは受託者が提供。原案は市が提供。調査票と同数用意すること。

オ 点字シール

視覚障がい者へ発送する場合には、調査票等在中の旨を点字で記載したシール貼付をすること。

(3)調査票の発送及び回収

ア 調査票及び返信用封筒の封入、封緘

イ 調査票の発送

ウ 調査票の回収(郵送・回答フォーム)及び点検(郵便局の承認番号の取得は市が行う)

エ 礼状兼督促状はがきの作成(対象者リストに記載の宛名の印字等を行う)

オ 礼状兼督促状の発送

※調査票の発送及び回収、礼状兼督促状の発送に係る一切の送料は受託者が負担する

(4)調査票の集計及び分析

年代別、障がい区分別、障がい程度別、障がい部位別に集計し、その結果をもとに、地域による傾向や特徴を把握できるよう分析すること。

ア 回収した調査票の入力、単純・クロス集計した集計表及びグラフの作成

イ 分析コメントの作成

ウ 自由記述欄及び余白等への記載内容の統計データ化(判別できる範囲とする)

(5)調査結果報告書の作成

ア 設問ごとに集計結果を表・グラフ等を用いてわかりやすく表現し、分析コメントを記載すること。

イ 数回の校正を実施すること。

7 成果品

(1)アンケート調査報告書(調査ごとに作成)

ア 集計前入力データ形式:エクセル形式

イ 調査結果報告書データ形式:ワード形式

ウ 自由意見集約集データ形式:エクセル形式 ※内容を分類すること

エ 調査結果報告書:調査ごとに100頁程度で各20部をA4判用紙で納入

・上記ア～エの案(データ形式)の納入期限:令和8年8月末日

・最終納入期限:令和8年10月末日

(2)生駒市障がい者地域自立支援協議会 議事録データ形式:ワード形式

納入期限は各協議会終了後1週間以内とし、ファイルは電子メールで都度送付すること。

(3)計画書及び概要版(冊子及びデータ形式)

ア 冊子形式での納入

① 計画書

A4判、表紙:フルカラー、本文:1色刷り、100 頁程度、300 部

② 概要版

A4判・フルカラー、中綴じ、8頁程度、300 部

イ データ形式での納入

計画書・概要版の両方について、ワード及び PDF 形式

※ア及びイの納入期限:令和9年3月末日(納入方法・場所等は市が指定)

8 その他

(1)本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた事項については、必要に応じ協議の上、定めるものとする。

(2)第6次生駒市総合計画第2期基本計画及び第7期計画については、以下の URL からダウンロードすること。

ア 第6次生駒市総合計画第2期基本計画

<https://www.city.ikoma.lg.jp/0000034754.html>

イ 第7期生駒市障がい者福祉計画

<https://www.city.ikoma.lg.jp/0000000723.html>